

2005年10月17日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

一般廃棄物処理業者に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2005年10月7日付けで諮問（第158号）された一般廃棄物処理業者に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条では、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないと規定され、本市でも法令に基づき一般廃棄物処理業の許可事務を行っている。

当該事務の処理については、現在エクセルを使用し業者情報の管理を行っているが、許可申請書の受付から許可証発行までの一連のシステムとはなっていないことから、許可業務の効率化を図るためシステム化を図ることが課題となっていた。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

ア 本市が平成18年4月から保健所政令市に移行することに伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律に定める事務が新たに神奈川県から委譲され

ることとなった。そのため事務の執行に当たり、登録、許可業務の申請受付、起案決済、許可証発行までのシステム化を図る必要から、登録管理システムを導入の予定であり、このシステムを活用し一般廃棄物処理業の許可事務の効率化を図ることが合理的であるため、コンピュータ処理をする必要がある。イ システムで取り扱う情報は、一般廃棄物許可業者、車両、従業員、排出事業者等に関する情報であり、具体的には氏名、性別、生年月日、電話番号、本籍、役職、犯罪歴、処分法令違反に関する情報、後見人・破産者等に関する情報となっており、申請時に本人から収集するものである。

(3) システムの安全対策について

本システムは非公開系ネットワークとして構築したうえで外部との接続は行わず、またID及びパスワードを設定し操作者を廃棄物指導担当職員に限定し、システムサーバーは環境管理課内に設置したうえで施錠により厳重に管理を行う。日常の安全対策としては、「藤沢市一般廃棄物処理業者情報管理システム業務取扱要領」を定め安全対策に努める。

(4) 実施時期

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関からの説明によると、一般廃棄物処理業の許可事務については現在エクセルで作成し処理を行っているとのことであるが、事業者の登録管理システムを導入することにより、本業務の事務の効率化を図ることが可能となることからコンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、操作者を限定し、システム機器等の管理についてセキュリティ対策を講じるとともに、「藤沢市一般廃棄物処理業者情報管理システム業務取扱要領」を定め処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上

